

京都帝國大學法學部

經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

論說

資本税の課徴方法

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的

法學博士

山本美越乃

米國のI.W.W運動の研究

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず

法學博士

小川郷太郎

少年労働及徹夜業の禁止

法學博士

戸田 海市

雜錄

英國の労働不安

法學博士

河田 嗣郎

ビユツヘルの經濟階段說に就いて

法學士

本庄榮治郎

少年労働及徹夜業の禁止

戸田 海市

巴里講和會議の國際労働問題に關する協議の進行に付ては、新聞紙の報道が甚だ區々であつて其真相を捕捉し難いが、十四歳以下の少年労働を禁止すること、一般労働者の徹夜業を禁止することは勿論、成年労働者の一日の労働時間を八時間の程度に制限すること、は、先進諸國の最も重要視した所であると同時に、我國や印度其他の後進國か其實行難を主張し、其結果國際聯盟は具體的に種々の労働者保護規定を掲ぐるも、各加盟の特有の事情に由て之を取捨の自由を認むるの協議が成立したと云ふことに付ては諸般の報道が一致して居る。本來内政問題たるべき具體的の社會政策に付き、先進國か後進國に對して畫一的規定を強制せんとするの不當なるは本誌前々號に論じた如くであるから、前述の如く各國に自由を認むるの協議が成立したことは當然である。否な各國の取捨選擇の自由を認むるか如き規定ならば、之を聯盟規約として掲ぐることは無用の業なりと云ふも可なりであるが、併し其規定にして今後一般後進國か成るべく早く實行に着手することを要するか如き性質のものであるならば、之を設くることは後進國に對して社會政策的努力の刺戟を加へ、特に後進國労働者の向上的努力に對して世界的後援を與ふることとなり、世界全體の社會政策の進歩に對して有利の影響を及ぼすに相違ない。印度や支那其他の後進國か今後如何なる態度を採るを問はず、我國は成るべく速かに少年の工場就業年齢を高め、長幼男女一般

の就業時間に付て大整理を加へ、特に印度すら既に實行しつゝある婦女少年徹夜業禁止を速かに實行せねばならぬ。

一 少年労働の禁止と其教育年限の延長

少年労働禁止の目的は下層民の子弟をして激甚なる現代的工場労働に従事せしむる殘酷の行爲を禁し、又低廉なる少年労働者をして自由に労働市場に競争せしむることに由り、一般労働者の地位の向上を妨ぐるの弊を妨ぐのみならず、下層民の子弟をして成るべく充分に身心の發育を爲さしめ、以て一國の生産能力を高むると同時に、下層民向上の基礎を作らんとするのである。發育不充分なる少年に對して單に工場労働を禁止するのみにても、之をして自然の發育を爲さしむるの效果がないではないか、一面に少年に對する教育制度を完備せされは到底其就業禁止の效果を充分ならしむるを得ない。特に之か完備を怠るときは、工場就業を禁せられた下層民の少年は往々にして工場労働と同様なる又は一層有害なる家内工業に使用せられて其發育を妨げらるゝ結果となるを免れない。故に我國に於て今後少年の工場就業年齢を高むるに付ては、必らずや同時に其義務教育年限を延長せねばならぬ。

人口の稠密なる舊開國か其産業を發達せしめて國民一般の生活の向上を圖るには、現代的の工場工業を盛ならしむることを必要とする。然るに之を盛ならしむるには遠く運搬するの困難不利なる重要原料たる石炭と鐵、就中前者を國內に於て豊富低廉に生産することを要件とする。英國か

世界に卒先して工業上に發達したことや、小國白耳義にして現代的工業の發達せることは、之を一層文化の程度高き同種類の佛國に比して遙かに著しきことや、或は國民の經濟的能力に於て白耳義に勝るとも劣ることなき伊太利の工業か甚た不振なることや、獨米の兩國か近來偉大なる工業上の進歩を爲せしことの如き、何れも其國內に石炭と鐵とを豊富に有するに否とに原因する所大なるは明かである。然るに我國は殆んど鐵を有せず、又工業の飯米と稱せらるゝ石炭も決して豊富でなく、従つて工業か稍發達すれば、忽ち石炭の不足と騰貴とを來たす有様である。我國には石炭の不足を補ふに幾分の水力を以てするを得ないではないが、一般に我國の水力は頗る高價なものとなつて石炭に代はるの力はない。此の如く天然資源の缺點の爲めに我國か工業國として發達するには前途多大の困難か横つて居るが、此困難に打勝つ根本方策は國民教育を盛んにするの外はない。此方法こそ實に我國の産業發展策としても、將た社會政策としても根本的のものである。過去の手工業時代には國民の嗜味性や其手先の器用の如き事柄か工業發達上に可なり重要な關係を有したが、現代の工場工業に於て國民に必要とする所は其身心の一般的に發達せることである。我が國民教育は明治維新以來の官民の努力に由て順調に進歩しつゝあるとは云へ、之を先進國に比すれば尙ほ頗る後れて居り、又我國民か石炭と鐵の欠乏に打勝つて工業を發達せしむるか爲めには甚た不充分である、加之近來都會生活及工場勞動に由り國民の健康か退歩するの危険がある。此危険を防ぐか爲めには種々の社會政策の實行を必要とするが、少年の勞動を禁止すると同時に其教育年限を延長し、以て其身心の發育を完からしむることか最も必要である。

本誌前々號に於て論じた如く、文明國民の理想は國民教育を擴張して、少くとも之を今日の中學教育の程度に上らしむることであり、従つて二十歳近くまで義務教育を施すの必要を主張する者は、獨り一部の社會主義者に止まらない。或は一日の勞働を八時間とする代りに六時間に制限し、同時に勞働者を二組に分つて二回交代に由り一日十二時間の作業を行ひ、以て時間短縮の不利を償ふと共に、各勞働者を午前又は午後の全部勞働より解放し、之をして能力と嗜好とに由り自由にならざるも受くるの餘暇を有せしむへしとの説も次第に有力とならんとしつゝある。我國に於て明治維新以來國民が最大の犠牲を忍んで努力せし事業は實に義務教育の勵行である。明治維新の改革者か何故に此事業に努力せしやは興味ある問題であつて、之か研究は明治の改革の根本精神を明かにし、又之に由て我國民性と現代社會精神とを明かにするに必要の事柄であるが兎も角我國民が國民教育に對して最大の努力を爲せしことは、實に多數の白人諸國民に對して我國の誇り得べき只一のものと言ふべきである。國民の進歩は必らず其民衆化と相伴ふて要するところは既に屢論した所であるか、今後政治上經濟上及文化上の民衆化を健實旺盛ならしむるか爲めには、更に大に國民教育の程度を高めねばならぬ。世界の趨勢は各國の民衆化を非常に急速ならしめんとしつゝあるが、國民教育を充分に行はされは此民衆化の進行か動もすれば秩序の混亂を惹起して、徒らに社會的勢力の消耗を來たすの危険がある。此事は永く民衆を愚にするの方針を行ひ來つた露國の混亂の現狀を見ても明かである。我國の如き後進國か今後世界の大勢と調和を保つて秩序的に進歩するか爲めには、何よりも先づ國民教育を盛んにして民衆を精神的に向上

せしむることを必要とする。

義務教育年限を延長するに付ては種々の反對論がある。其延長を行ふには無論國家自治體の經費の大増加を要するが、此事業か我國の發展上如何に重要な意義を有するかを考へたならば、財政上の反對理由の薄弱なることは明かである。又義務教育年限の延長せらるゝだけ少年の工場労働が制限せられることを以て、我工業に重大の打撃を加ふるものとして反對する説もある。併し十二歳以上十五歳以下の工場労働者は全労働者數の一割にも達しない少數であつて、無論其労働能率は成年労働者に比して遙かに低い。故に義務教育年限の延長か労働の供給を大に減少して工業に大打撃を加へると云ふ説は誤謬である。特に近來我國の工業は次第に其生産の品質を向上しつつあるから、最も低級なる生産に適する所の少年労働の減少か工業に影響する所は更に輕微である。此等の反對論よりも世人の更に有力なりとする反對論は、今日十二歳以上、時としては十歳以上の兒女をして工場労働を爲さしむることに由り、一家の收入を補足しつつある下層民か義務教育延長の爲めに困難に陥るとの説である。若し義務教育延長か眞に下層民を甚しく苦しむるものであり、特に此事業の爲めに最大の犠牲を拂ふ者か下層民であるとするならば、之か實行は頗る困難と云はねはならぬが、其實下層民は決して世人の信するか如く之か爲めに大なる苦痛を蒙る者でなく、寧ろ大なる利益を得る者である。

下層民か廢物利用的思想より其の幼少の子女をして極めて低廉の勞銀に由り労働を爲さしむることは、其實労働市場に於て最も有害なる賣崩しの競争を爲さしむるものである。一般の勞銀を

高めんとすれば此の如き低廉なる労働の供給を制限せねばならぬ。下層民か其子女をして低廉の労働を爲さしむることに由り、一家の収入の増加を生ずると考へることは實は誤解である。今日先進國の労働者は此點に付き正當の理解を有するから、彼等は少年の工場労働に反對する。固より少年労働禁止に由り一般の勞銀が高まれる爲めに最も多く利益する者は子女を有せざる労働者であつて、特別に多くの子女を有する者は幾分収入の減少を來たす場合を生ずる。併し下層民の中の獨身者や子女を有せざる者や、特別に多數の子女を有する者は例外であるから、之に由て一般の影響を判断するを得ない。加之教育年限を延長して子女の身心の發育を充分ならしむるときは、其の後日労働に従事するに及び遙かに多大の勞銀を得て一家の生計を助ける。幼小の子女を有する者は概ね老衰者でなく、充分の労働能力を有する壯年者であるから、其生計を支ふる爲めには必しも微小なる子女の労働収入に依頼するの必要なく、寧ろ當分は其子女をして充分の能力を養はしめ、後日に至つて多額の勞銀を得せしむることを利益とする。我國の家族制度は次第に弛緩しつつあるとは云へ、近き將來に於て歐米の如き状態となることかないとすれば、義務教育の延長は特に下層民の爲めに有利である。只た義務教育の延長の爲め下層民をして例外的にも負擔の増加を生せしめざることに充分の注意を拂はねばならぬ。此目的の爲め今日直ちに原則として小學生徒の晝辨當までも公費に由り支辨するの制度を要しないとしても、無料教育の主義を完全に實行せねばならぬ。

少年労働を禁止するときは下層民か其子女をして収入を得せしむることを不能ならしめ、其結果

下層民の間に人口制限が行はれて一國の人口増加を妨ぐると云ふ説は、歐米に於ても屢唱へられた所であるが、此説の誤れることは以上の説明に由て明かであらう。又假りに少年勞働禁止か下層民の間に人口制限を行はしむる原因となるとしても、此事か下層民及國民全體より見て必しも不利益と云ふを得ない。従來の帝國主義就中軍國主義の見地よりすれば、一國の人口の多大にして且つ其増殖率の高きことは甚た重要であつたが、社會的運動の盛んとなる戦後の新世界に於ては、一國の人口か過度に稠密であり、特に下層民か人口壓迫の爲めに甚た貧困であることは、其社會運動を不健全ならしめて國家の存立を不安に陥るゝの危険が多い。此點に關聯して一言注意すへきは、目下我對外問題の中心となれるの觀ある移民問題である。外國に移住する者は生産年齢に達せる下層民就中壯年男子を主とするものであるが、一國に於て其國民を出生より成年期まで養育するには公私多大の負擔を必要とする。然るに此の如き國民的負擔に由り養育せられたる者か成年に達して忽然外國に移住し、其外國の生産事業に協力するに至ることは、之を其本國の經濟上より見れば概ね多大の損失であり、其移民か本國に相當の送金を爲す場合に於ても、之に由て一國の生産上の損失を償ふことは往々に困難である。我國の輿論か對外移民の自由を主張するの理由を見れば種々の誤謬が含まれて居るやうであるが、元來移住は移住者其人の地位を向上する利益の爲め、且つ其移住に由り其國の下層民の間に於ける人口の壓迫を減する利益の爲めに主張せらるべきものである。即ち移住の自由を主張し得べき根據は社會政策上の效果に存する。國民か多大の負擔を忍んで成年期まで養育したる人口か外國移住に由り減少することすら、社會

政策上必要と認めて之を主張することを適當とするならば、少年勞働禁止及義務教育延長の如き重大なる社會政策上の理由より、一國の出生率の減退を來たすことありとするも、之に反對するの不當なることは明白である。

義務教育の程度を高めて十七八歳まで少年に學校教育を施すことを理想とするが、此程度に達するには漸を以てすることを要し、従つて義務教育を小學教育及補習教育の二種に分つことを必要とする。我國に於て今後小學教育を直ちに八年程度に延長し、更に十八歳まで晝間の補習教育を強制することは勿論困難であるが、此際先づ小學教育を八年に延長すへきや、又は小學教育を今日之儘として先づ補習教育を強制的とし、特に其最初の期間を晝間教育とし、相當の年限の經過した後には小學校を八年に延長すへきやは研究を要する問題であらう。教育年限の延長は少年勞働禁止を最も有效ならしむるものであるから、其延長は是非とも近く之を實行せねはならぬが、併し教育の効果を擧ぐる方法としては、固より其年限延長のみに着眼するを得ない、必らずや同時に教育の實質を改善することを要し、之か爲めには教員の優遇に由り其素質を改善し、又校舍及其設備を完全にすることを要し、従つて多大の經費の増加を必要とする。此の如き經費の増加は總ての自治體の一樣に負擔し得る所でないから、國庫の教育費負擔の割合を大に増加せねはならぬ。

二 徹夜業の禁止

我國の一般工場及鑛山に於て日々の労働時間を短縮し、又定期休業日を増加し、労働者をして疲勞を恢復すると同時に、生産の機械たるか如き境遇を脱し、人間としての生活を營むの時間を得せしむることか必要である。我國民は一般に規律的の仕事爲す習慣か未だ發達せず、其體力も歐米人の如く大なる勢力集中を以て業務を執ることを許るさゝるのみならず、我工場も歐米の如く機械其他の設備が完全せずして労働に依頼すること多く、従つて労働者の手加減に由て仕事の緩急を決するの餘地多き爲め、今日直ちに歐米に於けるか如く労働時間を短縮することか困難であり、又其必要も大ならざるの事實あるは世人の多く主張するか如くてある。併し乍ら從來の如く日々の労働を長時間とするときは、労働者は之に堪ゆるの必要より故らに仕事を緩慢にして勢力の集中を避くるの已むを得ざるに至り、其結果は労働者の規律的慣習の發達することを妨げ、仕事の不熱心と放慢の惡弊を助長し、獨り生産高を減し且つ工場管理の困難を生ずるのみならず労働者の風紀道德の上にも重大の惡影響を生ずる。又無益に長時間労働者を工場内に抑留することか、其健康を害し、且つ不快の感を強からしむることは論を待たぬ。今日我労働者の仕事の緩慢不規律なことや、遅刻缺勤の多きことや、各工場に於ける勤務期間か短かくして新陳交代の激しきことも、徒らに長時間の労働を強いて充分の休養恢復の時間を與へざる惡慣習に原因する所が多い。故に労働時間の問題に於ては一般に之を短縮することの必要なるは明かであるが、更に目下の急務とする所は、彼の健康上有害なる紡績業に於て一般に行はるゝ徹夜業を禁止し、以て之に従事する體質脆弱の女工をして夜間の安眠に由り其健康を保存せしむることである。

徹夜業の廢止に就ては本誌前々號に其要點を論したが、茲には其廢止の方法手續に付て卑見を述べる。我工場法に於て其實施より十五年後に禁止せんとする徹夜業とは、午後十時以後より午前四時以前の間に於ける勞動を指すのであるが、先進國に於ては午前は五時又は六時以前に勞動を初むることを禁し、又午後は七時又は八時に勞動を休止せしめ、印度の如きも午後は七時に之を休止せしめ、我工場法の規定に比すれば何れも遙かに嚴重である。歐洲諸國が殆んど擧つて加盟せる一九〇六年のベルン條約には午前五時以前及午後十時以後の勞動を禁止して居るが、是は國際の最低限の意味を有する寛大なものであり、又其後世界を通して社會政策は急速に進歩し、特に戰後先進國に於ては八時間勞動を原則と爲さんとしつゝあるから、日々の勞動の始期及終期も更に嚴重となるであらう。此の如き世界の大勢と勞動者の休養恢復の實際の必要とに顧みて、我國は徹夜業の意義に關し少くともベルン條約の規定に準據し、午前四時の始期を五時に繰下げることを必要とする。

徹夜業を廢止すれば女工の健康が保たれて一體に其能率が高まり、又疾病負傷倦怠等の疲勞に原因する休業率が減少する。不自然なる徹夜の作業に於ては勞動者の機械原料の取扱が不注意となるの損失あるに反し、夜間の安眠に由て疲勞を恢復するときは、勞動者の仕事に對する興味と注意方とが強まるから、機械の虐使や原料の浪費を防ぐの利益がある。近來は女工を得ることか次第に困難となり、女工一人當りの募集費が數十圓に上る場合も少なくないが、而も此の如き費用を以て募集し來れる女工の一工場に於ける勤續期間は平均數ヶ月の短期に止まり、之か爲めに工場は

巨大の損失を蒙りつゝある。何故に女工の勤続期間か此の如く短かきやと云ふに、主たる原因は勞働の若痛不快か甚しく、特に夜業の若痛か大なる爲めてある。故に女工の待遇を改善し、特に夜業を廢止すれば其勤続期間も延長し、獨り女工募集費の損失を減するのみならず、從來の如く熟練者の退去と未熟者の就業とに由る平均能率の低下や工場内の混亂に由る損失をも免れる。又夜間の作業に於ては品質優良の生産を爲すことを得ないが、此點に付て特に注意を要するは、從來の如く夜業を行ふときは眞の熟練職工なるものは發生するを得ない。本來體質の脆弱なる婦女は夜業を行ふ所の工業に永久従事することか不能である。今日織緯工業の女工は概ね田舎より募集した農家の女子であつて、其就業の目的は通例婚姻資金を得る爲めてあり、従つて相當の年齢に達すれば必然工場を去つて歸郷する者である。故に假令へ女工の待遇を大に改善し、特に夜業の廢止を行ふても、我國に於て近き將來に永久的の熟練女工を得ることは不能であると云ふ説は誤つて居る、今後も女工を得るには其の少なからざる部分を田舎より募集するの必要かあるとしても、從來女工にして工場生活を廢する者は必しも皆歸郷して婚姻するのではない。近來は特に歸郷者の割合が大に減少して三割以内になると云ふことである。若しも夜業廢止を初め一般に女工待遇改善の爲めに、工場生活を爲すことか今日の如く大なる苦痛でなくなつたならば、女工の大部分は永久に工場生活を續けて熟練職工となることか出来る。又女工の中には工場所在地に於て婚姻し、特に其勤務工場に於ける男工と婚姻する者も少なくないが、今日の如く徹夜業の存在する限りは、彼等にして工場生活を續けんとすれば家庭整理の責任を盡すことを得ないから、婚姻

と同時に工場を退くの已むを得ざるに至るのである。故に若し此際徹夜業を廢止するならば、女工は婚姻後も永續して工場に勞働し得るのである。加之從來より工場所在地に於て相當に女工を得ることか不能ではなかつたが、只た長時間の勞働特に徹夜業の存在する爲め工場に入ること avoided のである。故に女工の待遇を改善すれば今日の如く多大の募集費を必要とし、而も短年月の後に工場を退去するの傾向比較的に大なる農家の子女を募集し來るの必要か大に減少する。又勞銀の次第に高まりつゝある我國に於ては、支那や印度と競争して低級の生産を爲すことは次第に不利益となりつゝあるから、徹夜業を廢止して生産の品質を高め、特に熟練職工を養成して生産の品質を高むることは焦眉の急に迫つて居るのである。

以上に述ぶるか如き理由よりして、假りに從來の晝夜二組交代の作業を晝業一組とし、従つて工場の作業時間を半減するとも、産額減少の割合は無論五割に達せずして、四割以内に止まるべきことは多數専門家の一致する所である。又夜業廢止の爲めに勞働者の能率が高まり、特に永久的の熟練職工が發生して其能率が歐米先進國の夫れに接近することゝなれば、産額の減少を恢復した上に著しく之を増加するに至るであらう。今後女工を得ることか次第に困難となるから、若し其能率が二倍に増加し、従つて今日の産額を維持するに半數の女工を以て足るに至れりとするれば、其勞銀は一倍に増加しても、尙ほ一面に工場管理の諸費用が大に減するから、生産費の減少を見るに至るのである。世間或は我國の女工供給力は今日は既に殆んど最大限度に達して居るから今度の紡績業の發達か甚だ困難であると悲觀する論者もある。從來の如く紡績女工と云へば農家

の女子が僅に二三年の間工場勞働に従事すると云ふ一時的のものであり、従つて工場を維持する爲めには年中絶へず多數の新女工を募集せざるを得ざる状態を繼續するに於ては、今日以上に我紡績業が數量的の發達を爲すことも、論者の憂ふるか如く甚た困難であるに相違ない。併し上に述べたるか如く女工の待遇の改善の結果として、一旦工場に入り來れる女工の多數が永續的に女工として生活することゝなれば、從來の如く絶えず多數の新女工を供給するの必要が消滅し、加ふるに個々の女工の能率も大に増加するから、我紡績業は數量上にも品質上にも今後無限に發達することか出来るのである。只熟練職工が多數に發生して其能率が大に高まるには相當の年月を要するから、若し夜業廢止に由り今日の作業時間を半減することゝすれば、當分産額が相當に減少することは避けられない。同一の固定資本の下に産額が減少すれば生産費の増加も免れない。又織緯工業の産額が三四割も急に減少するときは、折角今日まで開拓したる海外市场の大部分を失ふことゝなり、更に内に在ては女工の半數近くを失業せしめ、一般消費者も産額減少に由る價格騰貴の苦痛を蒙らねはならぬ。此の如き結果を避けんとすれば、急速に工場の大擴張を行ふことを要するが、第一に英國より一時に多數の紡績機械を輸入することは當分困難であり、第二に今日は機械建築材料等の資本財が尙ほ頗る高價を保つて居るから、工場の大擴張を行ふには適當の時機と云ふを得ない。

夜業廢止に由て勞働者の休養を完全ならしめんとすれば、工場の作業を晝業一組とし、午前の作業開始時間を相當に晚くし、又午後の作業休止時間を相當に早くすることを要するが、上に述ぶる

所に由て見れば、今日直ちに之を實行することは生産者消費者の爲めにも労働者の爲めにも不利を生ずる。然るにベルン條約の規定に由り午前の作業開始を五時とし、午後の作業休止を十時とするならば、其間の作業を許るざるゝ時間か十七時間ある。此十七時間の作業を二組交代に由て行はしむることゝすれば、現在の労働者を其儘に繼續雇用して失業の苦痛を與へざるのみならず今日の二十四時間の作業を半減せしめて三割弱を減するに止まる。故に夜業廢止及労働時間短縮に由る労働能率の増加と差引すれば、全體の産額減少は恐らく一割五歩内外に止まるてあらう。故に又夜業廢止に由る生産費増加の割合も僅少に止まり、且つ此程度の産額減少を補ふに必要な機械を輸入するには必しも長年月を要しないから、産額減少の爲め久しく消費者に不利を蒙らしめ、又輸出に不利を生ずるの弊も少ない。

此方法に由れば總ての女工を午後十時より午前五時まで睡眠せしむることを要するから、寄宿舎を大に擴張せねばならぬ。最も夜業を廢止すれば工場所在地の婦女にして女工となる者が増加し、又女工にして婚姻せる者も通勤して労働を繼續し得るから、寄宿舎に女工を收容する割合は相當に減少する。只た此方法に由るも同一の機械を始終同一人に専用せしむることか出來ず、他の者と交代に之を使用せねばならぬ。然るに眞に職工の能率を高めんとすれば各職工の使用する機械器具を特定して之を専用せしめねばならぬ。各職工の専用の機械か定まれば各自之を大切に取扱ひ、掃除手入も完全に行はれるから其能率の高まる上に保存年限も増加する。然るに同一の機械を他の職工と交代に使用することゝなれば、何人も大切に機械を取扱はない。又各機械は外觀上整一

てあつても實際には微妙なる特色を有するを常とし、従つて之を完全に利用せんとすれば受持ちの職工を特定して其特色に慣れしめ、之をして恰も受持ち職工の身體の一部の如く活動せしむることを要するが、一方には之を使用する職工自身の特色に由り機械器具の作用にも變化を生ずる場合がある。故に勞働者と機械との双方の能率を高むる爲めには各職工をして特定の機械器具を專用せしむることを利益とする。此等の點より見れば二組交代にて作業を爲すことは理想的の方法とは云はれないが、過渡的方法としては最も有利なものである。特に此方法に由れば國際問題として重要となれる八時間勞働を直ちに實行すると云ふ重大の社會政策か同時に實現せられる。講和會議に於ける國際勞働條約は産業状態の幼稚なる後進國に對して除外例を認めることに一致したと云ふことであるから、豫てより問題となりし八時間勞働の規定も後進國に強制せらるゝことゝならぬであらう。併し乍ら我國か工場法の規定に従ひ大正二十年まで今日の徹夜業を繼續することは如何にしても不當であり、成るべく速かに前述の方法に由て徹夜業を廢止せねばならぬ。國內に於ては女工を得ることか益困難となり、同時に支那印度の低級紡績業か發達しつゝある今日に於て、我紡績か能率の高き熟練職工の發生を困難ならしむる所の徹夜業を繼續することは、實に自殺的の拙策と云はざるを得ない。尙ほ此方法に由れば職工の休養を充分ならしむるの外に、其慰安及教育をも有效に行ふことか出来る。今日多くの紡績工場に於ては種々の福利事業を營み、特に女工教育の設備を有して居るが、一日正味十一時の勞働に由て疲勞せる上に、週期的に徹夜業を課せられて居る爲めに、教育や慰安の設備も裝飾に過ぎざる有様である。然るに上述

の方法を行ふときは女工の一組は午前中休養し、他の一組は午後一時半以後は労働を終るから、此時間の餘裕を利用して有効に教育を行ひ、又慰安の方法を講ずることか出来る。

英米の實業家は戰時中に於ける我綿製品工業の世界市場に對する發展に關して過度の恐怖を懷き、其の戰後の計畫を立つる爲めに我工業の實況を視察する者か大に増加しつゝあるが、今後一般に八時間労働及男女同一労働の原則を實行せんとする英米實業家か、我國の製絲業織物業に於て十四時間と云ふか如き長時間の労働か行はれ、又紡績業に於ては長時間労働の上に徹夜業か行はれつゝあるの事實を見るときは、我主要工業の世界市場に於ける競争力か一に労働者虐使に由る廉價生産に在りと感し、大に人道の上より我國を批難するに至るであらう。否な此批難は既に頗る高まつて居る。若しも過去に於て世界一般より我國の軍閥か甚た軍國主義的であると恐れられた如くに、我國の財閥か甚た非人道的であると憎まるゝことゝなれば、獨り我國の外交及通商の上に重大の不利を來たすのみならず、此の世界的批難は忽ち我國の労働者階級の上に反響を生し、以て今後の社會問題を甚た險惡ならしむるの危險がある。予輩は我國の最大工業家を以て自から信する所の紡績業者か、此際工場法の修正を待たず自發的に上述の方法に由り徹夜業の廢止を斷行し、且つ之に由て生ずる所の女工の時間の餘裕を利用して其福利を増進する事業を有效に行ふことを切望せざるを得ない。今後國際聯盟の事業として各國の労働狀態を調査公表し、且つ年々萬國労働會議を開設することゝなれば、世界市場に發展しつゝある我纖維工業の今日の労働狀態は必らず文明國の攻撃の的となるであらう。